

日本 JST 中国 MOST 研究交流
「環境保全及びエネルギーの高度利用に関わる材料技術」
第1回提案募集

I 概要

1. 日中研究交流の共同支援のための新たな枠組

2007年、日本の科学技術振興機構（JST）と中国の科学技術部国際協力局（MOST）との間で「環境保全及びエネルギーの高度利用に関わる材料技術」を新規枠組にて、共同支援する研究分野とすることで合意しました。

日中間では1980年5月に締結された日中科学技術協力協定及び2003年2月の日中科学技術協力委員会の議論を踏まえて、環境保全及び環境低負荷型社会の構築のための科学技術に係わる支援を、2004年度から日本の科学技術振興機構（JST）と中国の国家自然科学基金委員会（NSFC）の共同により実施しています。

今般、NSFC とは別に、JST と MOST とで共同支援する提案を募集いたします。

2. 日中協力プログラムの目的と研究分野

日中協力プログラムの目的は、「環境保全及びエネルギーの高度利用に関わる材料技術」分野での日中間の研究交流を強化することにより相乗効果をもたらす、新たな研究領域、研究手法、又は重要な研究成果をもたらすことにあります。この研究分野は、長期に亘る成長と継続性を実現するために、日中両国にて重要と考えられている分野です。

3. 応募資格

JST は、日本の研究者に上記のような研究領域の共同研究プロジェクトの提案を募集します。

本プロジェクトでは、日本側代表研究者は、企業に在籍する研究者からの応募も可能です。

共同研究者である中国側代表研究者は、MOST で募集している各種支援プログラムに既に応募していることが条件です。

共同研究を提案されるにあたり、日本と中国において既に研究基盤のある研究が強化され、さらに付加的な価値が創出される日本と中国の共同研究であることが必要です。

4. 支援内容

JST と MOST は、共同研究プロジェクトを支援します。その中には研究者の派遣・招聘も含まれます。

招聘費用を除いて、JST は日本側研究者を支援し、MOST は中国側研究者を支援します。（招聘費用については、II 章と III 章の 3.3 節を参照下さい。）

II JSTによる支援（日本側応募者にのみ適用）

1. 一課題当たりの予算規模

研究交流の内容により予算は異なりますが、3年総額で2千250万円程度を上限とします。（毎年一定でないご提案も可能です。）

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

設備備品費は、原則として1年目のみ支出可能とします。

2. 期間

研究交流開始から正味3年間を最長とします。

本年度は、ご提案の研究交流開始を1月頃と予定しています。

3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されている上で、中国側パートナーとの国際研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。

3.1 JSTと採択研究者との契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等（以下「大学等」という。）と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。

また、具体的な研究交流を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日中の大学等間で契約をしていただきます。

本事業により生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、契約により産業活力再生特別措置法第30条（日本版バイドール法）を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。なお、問題を生じないように、知的財産権の帰属について中国の共同研究者・研究機関と充分協議しておいて下さい。

3.2 研究者間の契約

具体的な研究交流を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日本と中国の大学等間で契約をしていただきます。効果的な共同研究が実施されるために、日本の研究者や研究機関との間で知的所有権について充分話し合っておくことを、強く推奨します。

3.3 支出費目

本事業において、日本側研究者に係わる費用はJSTが支援し、中国側研究者に係わる費用はMOSTが支援することになっています。

支援費は、研究交流費と試験研究費で構成されています。本事業の主旨から研究交流が充分実施できるように計画してください。

(1) 研究交流費

旅費

旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を準用して下さい。

a. 日本側研究者に係わる費用

(ア) 外国旅費

中国で実施する研究交流に参加するための外国旅費は、派遣研究者の総派遣日数により、二つのケースに分けて申請してください。

- ・ ケース1：総派遣日数が180人・日以内
渡航費（可能な範囲の低廉航空費）
（中国における食費、宿泊費、緊急医療費等の滞在費と内国旅費は、180人・日以内であれば、MOST負担となります。）
- ・ ケース2：総派遣日数が180人・日を超えた場合
渡航費 + 180人・日を超えた部分の滞在費

(イ) 国内旅費

研究交流のための国内旅費

b. 中国側研究者に係わる費用

日本における滞在費 + 国内旅費

申請の対象となるのは、各年度の受入研究者の総滞在日数が180人・日以内の費用です。（180人・日を超えた費用は中国側研究者がMOSTに申請することとなっています。）

滞在費には、食費、宿泊費、海外旅行傷害保険料を含みます。

なお、同一研究者の91日以上180日以内の長期滞在では、家賃を含めて35万円/月（諸経費込み）を一月の滞在費の上限とします。

シンポジウム等開催費

シンポジウムやセミナー開催に係る以下の経費を対象としています。

シンポジウム/セミナー用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等

(2) 試験研究費

設備備品費

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日中研究交流に必須な設備のみを対象としています。

消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

謝金等

人材派遣等の人件費や講演依頼謝金等に関わる経費です。

その他
ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

4. 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

5. 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

建物等施設の建設、不動産取得に関する費用

研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用

その他当該研究交流の実施に関連のない費用

III 申請様式

日本の応募者はJSTに申請書類を提出して下さい。申請書類は書式に従い、日本語・英語で記入して下さい。

申請書類には次の記述が必要です。

中国人研究者と日本人研究者がそれぞれ共同研究の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述

科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
共同研究の根幹をなす現在行われている研究及び日本・中国グループの各々の強みに関する記述

両グループがどのように競争し、技術及びその他の資源を相互に補いあうのかを含めた、共同研究がもたらす付加価値に関する記述

長期的にみてその研究が、日中の研究協力をいかに強化するのに関する記述

環境保全及びエネルギーの高度利用に係わる材料技術から期待される付加価値に関する記述

1. 申請書類の書式

下記の書式は日本語版はJ、英語版はEが用意されています。

Form-1J/E	申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2J/E	研究代表者情報（経歴（ ））
Form-3J/E	日本及び中国の研究交流者一覧
Form-4J/E	研究交流の概要 - 6 ページ以内 -

Form-5J/E	研究交流計画
Form-6 E	日本側代表研究者の最近5年間の論文他
Form-7 E	中国側研究者の最近5年間の論文他
Form-8 J	年度毎の経費計画

() 日本と中国両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴(所属機関と役職)、所属学会を含めてください。なお、A4サイズの1/2以内でお願いします。

2. 申請書類の作成(日本人研究者のみ)

上記1項の全様式の申請書類に必要な事項を記入して下さい。

3. 日本側研究者の申請書類の提出

日本側研究者は、JSTの電子公募システムを使って申請して下さい。電子公募システムへは、

<https://puf.jst.go.jp/rqp>

からアクセスできます。申請は、2007年8月31日までに行って下さい。

IV 提案書の評価

1. 評価手順

JSTとMOSTで別々に選任された専門家で構成される委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JSTとMOSTは協力して支援する課題を選定します。

2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

制度の主旨及び対象分野への適合性

提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究の基盤が整備されていること

研究代表者の適格性

研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること

計画の妥当性

計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること

研究交流の有効性

相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること

- 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
- 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成

- c. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
現在の研究活動
提案の共同研究が、日本と中国において既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する共同研究であること。

3. 結果の通知

選定の結果については、12月に、採否にかかわらず、ご本人に通知することを予定しています。

V 提案採択後の研究代表者の責務（日本側研究者用）

提案内容の採択の決定を受けた研究代表者及び所属する大学等は、国際研究交流の実施及び提供される支援費の執行に当たって、以下の点を守っていただきます。

1. 国際研究交流の推進

研究代表者は、研究交流遂行上のマネージメント、中国の研究代表者との協力等、国際研究交流全般についての推進をお願いします。

2. 年度毎の進捗報告

研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告をJSTに提出していただきます。

3. 終了報告

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかにJSTに提出していただきます。
なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付して下さい。

VI 応募に際しての注意事項（日本側応募者用）

1. 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。
2. 研究費の不適正な使用等を行った研究者については、応募資格に制限をさせていただきます。
3. 生命倫理及び安全の確保に関し、法令・指針を遵守してください。
4. 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行って下さい。

- 5 . 研究提案採択後において、研究費の不適正な使用等や、上記の注意事項に違反した等、何らかの不適切な行為が行われた場合には、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表を行うことがあります。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



土屋 紗織, 田中 哲治, 鈴木 玲

JST

Tel. +81(0)3-5214-7375

Fax +81(0)3-5214-7379

sicpch2@jst.go.jp